

本号で公布された 法令のあらまし

不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第一九〇号)(経済産業省) 不正競争防止法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六二号)の施行期日を平成二十三年一月一日とすることとした。

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第二九一号)(経済産業省) 中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二五号)附則第一条本文に掲げる規定の施行期日を、平成二十三年一月一日とすることとした。

電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第二九二号)(総務省) 電波法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六〇号)の施行期日は、平成二十三年一月一日とすることとした。

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行期日を定める政令(政令第二九三号)(文部科学省) 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(平成二十三年法律第九一号)の施行期日は、平成二十三年九月十八日とすることとした。

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行期日を定める政令(政令第二九四号)(文部科学省) 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(平成二十三年法律第九一号)の施行期日は、平成二十三年九月十八日とすることとした。

1 仮払金対象損害 (一) 国が仮払金の支払により填補する特定原子力損害は、特定原子力損害のうち平成二十三年原子力事故に係る放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになつていないこと

に起因する観光客の数の減少に伴う取引の数量の減少又はその価格の低下(以下「平成二十三年原子力事故による取引の数量の減少等」

という。)による収益の減少に係るものであつて、福島県、茨城県、栃木県又は群馬県の区域内の営業所又は事務所において特定の事業を行う中小企業者等が当該事業について受けたものとした。

(二) 特定の事業は、旅館業、一般貸切旅客自動車運送事業、旅行業並びに主として観光客を対象とする小売業及び外食産業等の事業とした。(第一条関係)

2 仮払金の額の算定 (一) 仮払金の額の算定に必要な資料は、戸籍謄本等又は登記事項証明書、請求対象事業に係る過去の収益の額を証する書類、請求対象期間における請求対象事業に係る収支の状況を証する書類、請求対象事業を主として観光客を対象として行つてゐることを証する書類等とした。

(二) 請求対象損害の額の算定の簡易な方法は、請求対象期間における請求対象事業の収益の減少額として(一)の資料に基づき主務省令で定めるところにより算定した額から、当該額のうち平成二十三年原子力事故による取引の数量の減少等以外の事由により生じたものと認められる額を控除するために相当な額として主務省令で定めるところにより算定した額を控除する方法とした。

(三) 仮払金の額は、(二)により算定した額に(一)の五の割合を乗じて得た額とした。(第二条関係)

3 仮払金の支払の手続等 (一) 請求者は、必要事項を記載した請求書に必要な資料を添付して主務大臣に提出しなければならないこととした。(第三条関係)

(二) 主務大臣は、仮払金の支払の請求があつたときは、遅滞なく、特定原子力事業者(特定原子力損害を賠償する責めに任ずべき者をいう。)の意見を聴いて支払の決定を行うとともに、請求者及び特定原子力事業者に当該決定に係る事項を通知しなければならないこととした。(第四条関係)

(三) 主務大臣が委託することができる仮払金の支払に関する事務は、仮払金の支払の請求の受付、仮払金の額の算定その他主務省令で定める事務とし、これらの事務を委託を受けて

行つ者は、原子力損害賠償支援機構又は特定原子力事業者とした。(第五条)(第七条関係) (四) 仮払金の支払に関する事務の主務大臣とな

る特定原子力損害を受けた事業者の事業を所管する大臣は、厚生労働大臣、国土交通大臣並びに農林水産大臣及び経済産業大臣等とした。(第九条関係)

4 (一) 政府は、特定原子力事業者の賠償の支払の状況等を勘案して仮払金対象損害の範囲等について検討を加え、必要と認めるときは、所要の措置を加えることとした。(附則第二項関係)

(二) この政令は、平成二十三年九月十八日から施行することとした。

政 令

不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年九月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二九十九号

不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、不正競争防止法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六二号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年十二月一日とする。

法務大臣 平岡 秀夫
経済産業大臣 枝野 幸男
内閣総理大臣 野田 佳彦

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年九月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二九十九号

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二五号)附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年十月一日とする。

経済産業大臣 枝野 幸男
内閣総理大臣 野田 佳彦